

## 小作爭議調查表

No. 20

(昭和九年 月 分)

要 求 事 項		經 過		結 果	
原因	干作は昭和八年度由作所と理由にて十作科七割減の要求と存し十作科と納入せざる各地主は不意として土地返還を要求する。	地主の契約解除の中止を希望するは延滞と見られ、如九年一度は早稲に専ら大作、冬は十作科全免と申すことあり、地主は仲介人を通じて八九年十作科を維持し、各あり五五指以下は非し、小作は如何なるに存せり、仲介人は早稲と早稲の差を以て謝すは仲介人の解決す。	昭和九年度令十作科と全免、水田一畝八畝半、而五十四日と	日農豊三町聯合会	昭和九年二月九日 昭和九年三月十一日
地主關係團體	ナシ	小作人關係團體	田一畝八畝二十四号		
關係人員	地主 杉本秀吉 小作人 西本正男	關係地種類面積			
場所	京都郡小波根村大字上片島庄小波田	發生熄			

財團協調會福岡出張所

備考
----